平成２７年（フ）第２６６号
愛知県豊田市柿本町２丁目43番地２　メルベーユミノリ407号
債務者　鈴木　啓太
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　広有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
愛知県刈谷市野田新町２丁目405番地　シェール塩田１Ａ号
債務者　市古　　修
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９４５号
大阪市平野区平野南３丁目４番27号　シャーメゾン山喜305
債務者　岡田　哲夫
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　生大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９４６号
大阪市平野区平野南３丁目４番27号　シャーメゾン山喜305
債務者　岡田　尚美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　生大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０号
山形市富の中３丁目６番39―４号
債務者　内海　栄二
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２２号
埼玉県加須市飯積1030番地５
債務者　國生　孝明
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
北海道河西郡更別村字更別北１線55番地10
債務者　栗田　憲二
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２５０号
愛知県一宮市明地字鞆２番２、住民票上の住所愛知県江南市飛高町門野232番地　ロフティ江南Ⅲ　101号
債務者　河崎　有美（旧姓尾﨑）
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５２号
愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社33番地　ハイツエステートⅠ―102号
債務者　森　　宏史
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１号
徳島県美馬市脇町字拝原843番地５
債務者　三好　泰博
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第２２２号
香川県高松市亀水町1343番地、住民票上の住所香川県高松市林町2575番地13
債務者　亀割　達也
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０８７号
福岡市博多区堅粕３丁目５番５―104号
債務者　堺　　史郎
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３１５号
福岡市早良区東入部６丁目16番33―201号
債務者　百合永聖名子（旧姓江頭）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２８号
福岡市城南区片江４丁目15番33号
債務者　野口　　清
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３２号
福岡県糸島市南風台７丁目２番８号
債務者　喜田美由紀
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３８号
福岡市早良区室住団地74番203号
債務者　緒方　靖子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５６号
福岡市東区東浜１丁目３番32―1022号
債務者　井上　誠二
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部